

工事請負契約等における ガイドライン（総合版）

設計変更手続きの明確化

令和8年 9月
南越前町

別添の福井県土木部による「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」を準用する。

- ・「Ⅳ 受発注者間の円滑なコミュニケーション」については、「ワンデーレスポンス」のみ適用する。本文中、工事施工調整会議（第三者会議）、設計変更審査会に関する箇所については、当面適用しない。
- ・「Ⅴ 参考資料」については、南越前町版を適用する。（福井県土木部版の参考資料は削除。）

工事請負契約等における ガイドライン（総合版）

設計変更手続きの明確化

令和3年4月
福井県 土木部

工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要

目 的

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、改正品確法の基本理念に基づく必要な設計変更を適切に行い、公共工事の品質確保を図るため策定したものである。

構 成

I 設計変更ガイドライン（案）

○設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について明記

II 工事一時中止に係るガイドライン（案）

○受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うための手続き等について明記

III 設計変更事例集（主な事例）

○設計変更の事例を紹介

IV 受発注者間のコミュニケーション

○受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図るため、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」の取り組みを推進

V 参考資料

○福井県工事請負約款などの参考資料を掲載

主なポイント

I 設計変更ガイドライン（案）

○改正品確法の趣旨を記載

- ・受発注者が対等の立場であると記載
- ・適切に設計変更を行うことを記載

○設計変更（指示を書面で行う）

- ・設計変更について書面で行うことを記載し、明確化を図る

○設計変更（概算金額の明示）

- ・参考値であることを記載した上で、概算金額を明示
- ・概算金額を明示しない場合には、その理由を記載する
- ・概算金額の算出については、簡易な方法でも可とする

II 工事一時中止に係るガイドライン（案）

○工事の一時中止（受注者からの協議）

- ・受注者による中止事案の確認請求ができることを記載

○工事の一時中止（増加費用を明示）

- ・指示書(発注者)および基本計画書(受注者)に概算額を記載
- ・概算額については、指示時点の想定で記載

○工事の一時中止（工期短縮計画の作成）

- ・工期短縮計画書の作成について記載
- ・工期短縮計画書に工期短縮に伴う増加費用の概算額を記載

工事請負契約におけるガイドラインの契約図書への位置づけ

※契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する

工事請負契約における ガイドライン（総合版）の構成

- I 工事設計変更ガイドライン（案）
〔 4 ～ 3 5 頁〕
- II 工事一時中止に係るガイドライン（案）
〔 3 6 ～ 6 8 頁〕
- III 設計変更事例集（主な事例）
〔 6 9 ～ 8 7 頁〕
- IV 受発注者間のコミュニケーション
〔 8 8 ～ 8 9 頁〕
- V 参考資料
〔 9 0 ～ 1 1 6 頁〕

I 設計変更ガイドライン(案)

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

- (1) 土木請負工事の特性
- (2) 発注者・受注者の留意事項
- (3) 設計変更の現状

2. 設計変更が不可能なケース

◆基本事項

3. 設計変更が可能なケース

◆基本事項及び留意事項

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約約款第18条第1項(2)）
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第18条第1項(3)）
- (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約約款第18条第1項(4)）
- (4) 工事中止の場合（契約約款第20条）
- (5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

4. 設計変更手続きフロー

5. 設計変更に関わる資料の作成

6. 条件明示について

7. 指定・任意の使い分け

8. 入札・契約時における設計図書等の疑義の解決

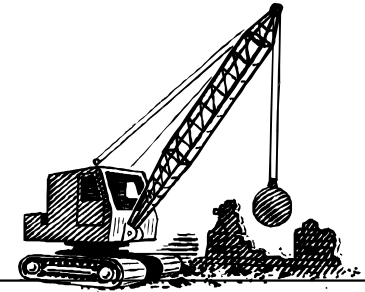
9. 契約変更の手続き

10. 工事打合せ簿

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

○土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



○当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その**前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は
設計積算にあたって、特記仕様書において、「6. 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。



受注者は
工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

『発注関係事務の運用に関する指針』P4抜粋
(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)

(3) 設計変更の現状



～次のような業界からの意見がみられる～

<設計成果>

○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

<発注時の条件整備>

○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

<条件明示>

○施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。

○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

<照査の範囲外>

○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

<設計変更>

○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

<一時中止>

○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

○設計変更：契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること

○契約変更：契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること

(4) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(5) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

(6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。

2. 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 工事請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約約款第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）
5. 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合

※契約約款第26条（臨機の措置）については別途考慮する。

- 承諾 ： 受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの
⇒ 設計変更不可
- 協議 ： 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの
⇒ 設計変更可能

1について

受注者は、契約約款第18条第1項の規定により、設計図書と現場および条件の不一致等を発見した場合は、その事実が確認できる資料を工事打合せ簿により監督職員に通知し、確認を求める。

2について

協議の回答は、契約約款第18条第3項の規定により、発注者が調査の終了後14日以内に通知することとなり、速やかな回答は発注者の責務である。ただし、協議内容によっては、関係機関との調整や設計について、受注者の意見を聴いた上で、回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早く協議（工事打合せ簿の提出）を行うことが重要である。

3について

ここでいう「承諾」とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督職員に同意を得るものである。
設計図書と現場および条件の不一致等がある場合は、契約約款第18条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

4について

契約約款	共通仕様書
第18条（条件変更等）	1-1-1-13 工事の一時中止
第19条（設計図書の変更）	1-1-1-14 設計図書の変更
第20条（工事の中止）	1-1-1-15 工期変更
第21条（受注者の請求による工期の延長）	
第22条（発注者の請求による工期の短縮等）	
第23条（工期の変更方法）	
第24条（請負代金額の変更方法等）	

発注者および受注者は、指示、協議、中止、設計図書の変更、工期変更、請負代金額の変更など、所定の手続を行う。

5について

発注者は、書面により、迅速かつ適切な指示・協議等を行う。
受注者は、書面による指示・協議等の回答を得て施工する。
ただし、「情報共有システム」による処理は、署名・押印と同等の処理を行うことから、このシステムで処理した工事帳票も「書面」とみなすものとする。

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合には設計変更が可能である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**
（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。**
3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条にもとづき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
4. 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
 - ①受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。
 - ②受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
 - ③記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
※具体的な記載の運用については次頁に記載する。

■ 先行指示書等への概算額の記載方法

※先行指示書とは、契約変更に先立って指示を行うときの工事打合簿のことである。

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

1. 契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、その場合は記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
4. 概算額は、50万円単位を基本（50万円以下の場合は10万円単位）とする。

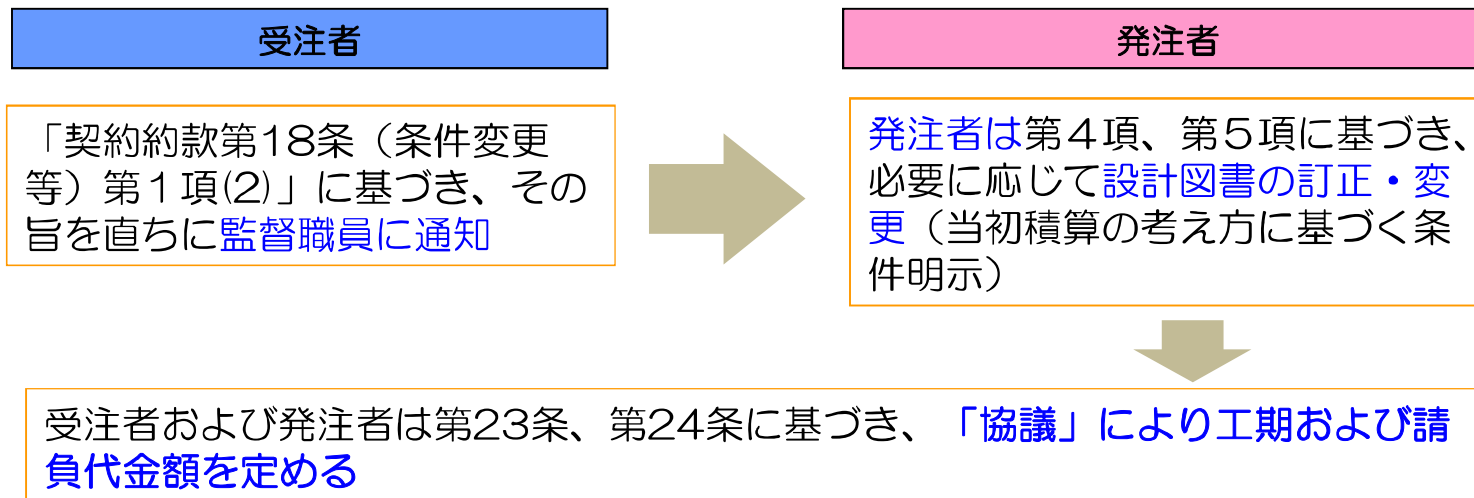
※指示書等による先行指示ではなく、契約変更すべきもの

- ・主たる工種の大幅な工法変更や追加、道路線形の見直しなど、当初設計から大幅に内容が変更となるようなものは、すみやかに契約変更すべきである。

(1) 設計図書に誤びゅうまたは脱漏がある場合の手続き

(契約約款第18条第1項(2)) <設計変更可能なケース>

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

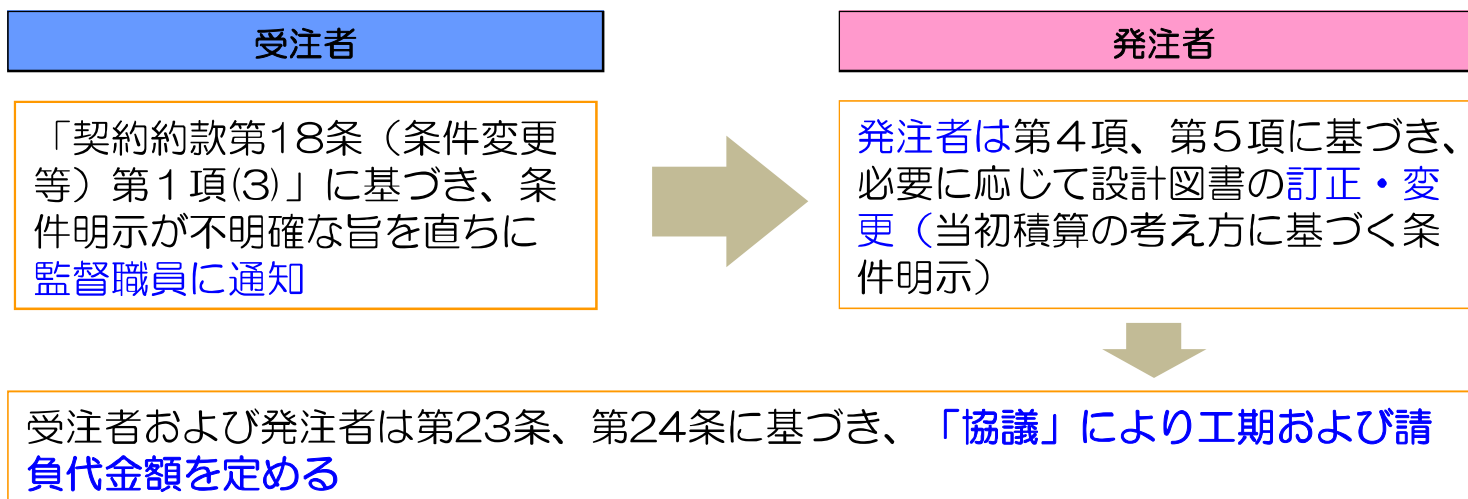


- ex.
- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
 - イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
 - ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約約款第18条第1項(3)) <設計変更可能なケース>

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

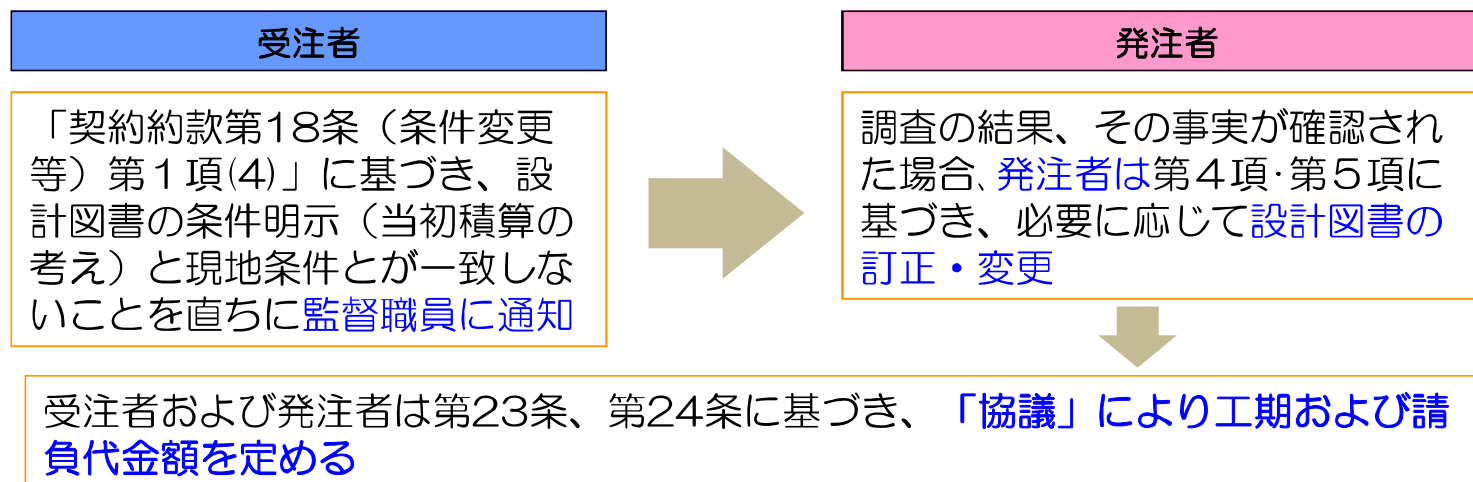


- ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約約款第18条第1項(4)) <設計変更可能なケース>

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無または量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

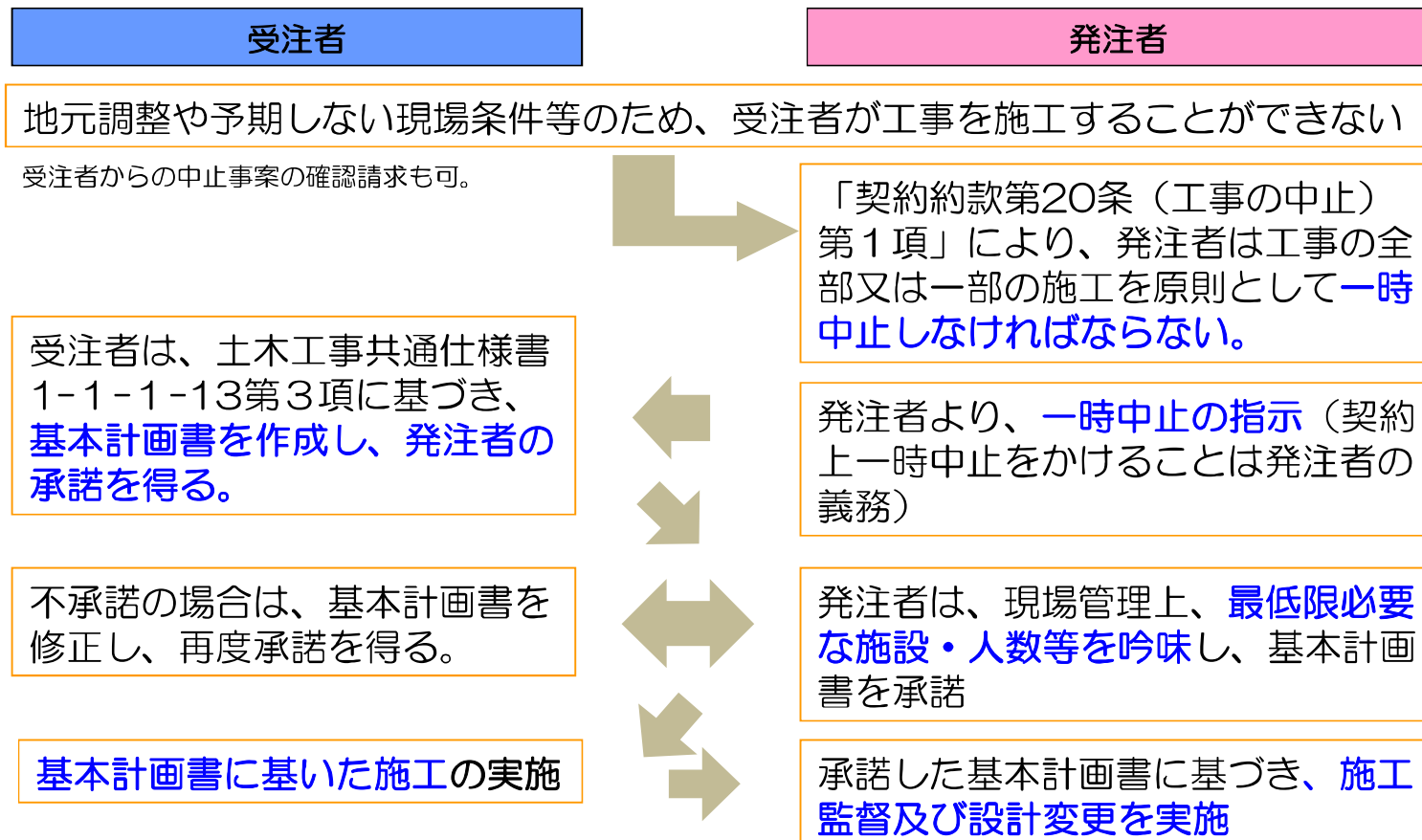


- ex.
- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
 - イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
 - ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
 - エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
 - オ. その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(契約約款第20条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じもしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き
(工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)



ex.

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘または調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの ＜設計変更可能なケース＞

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

横断図の再作成が必要となるものは
「設計図書の照査」の範囲をこえるもののだね！



3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
または、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。



構造計算の再計算が必要となるものは
「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算および図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算および図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算および図面作成。

目的物に変更が生じる図面作成は
「設計図書の照査」の範囲をこえるものね！



10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。



構造物の応力計算書のチェックも
「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装維持・修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「10-14-4-3路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

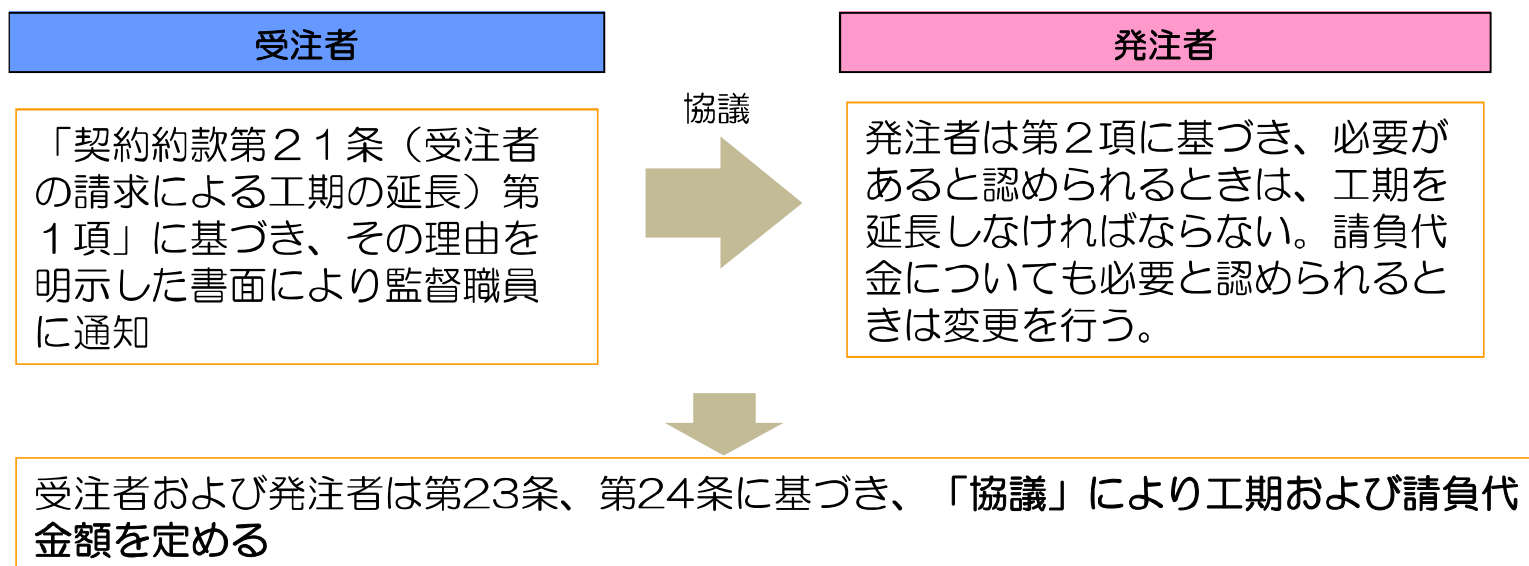
14. 新たな工種追加や設計変更による構造計算および図面作成。
15. 概算（数量）発注工事における構造計算および図面作成。
16. 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算および図面作成。
17. 照査の結果、必要となった追加調査の実施。
 - 〈例〉・ボーリング調査
 - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
 - ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

(6) 受注者からの請求による工期の延長

(契約約款第21条) <設計変更可能なケース>

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

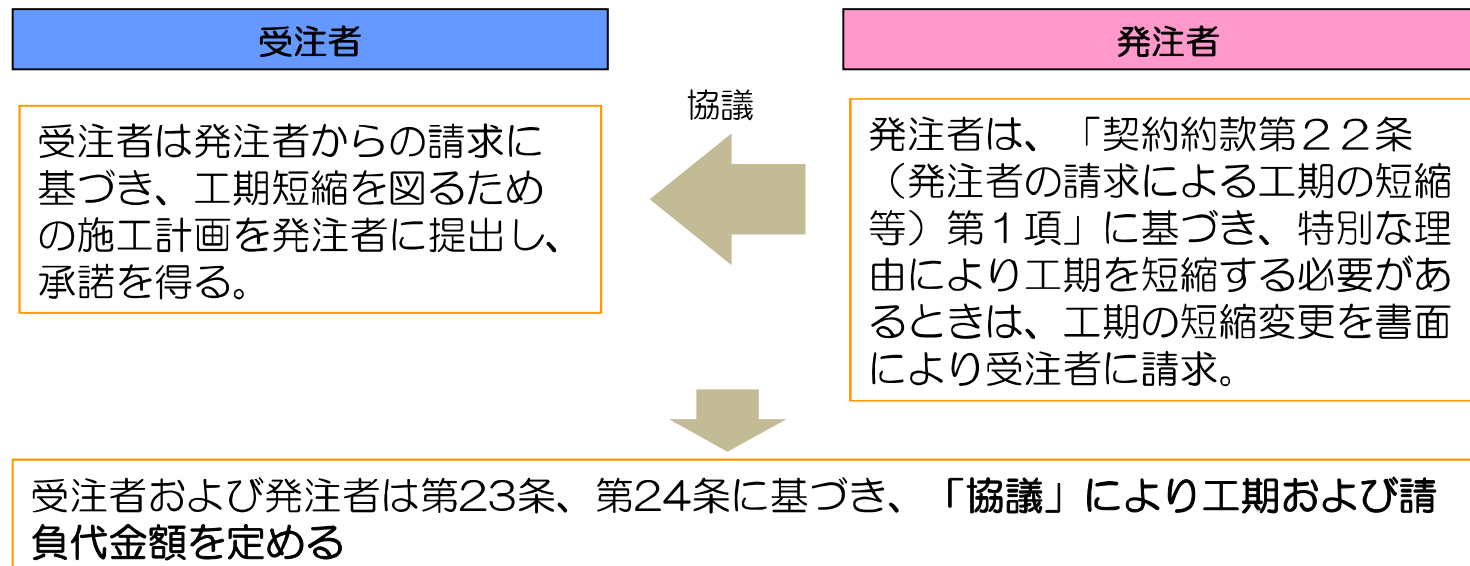


- ex.
- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 - イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - ウ. その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

(7) 発注者の請求による工期の短縮

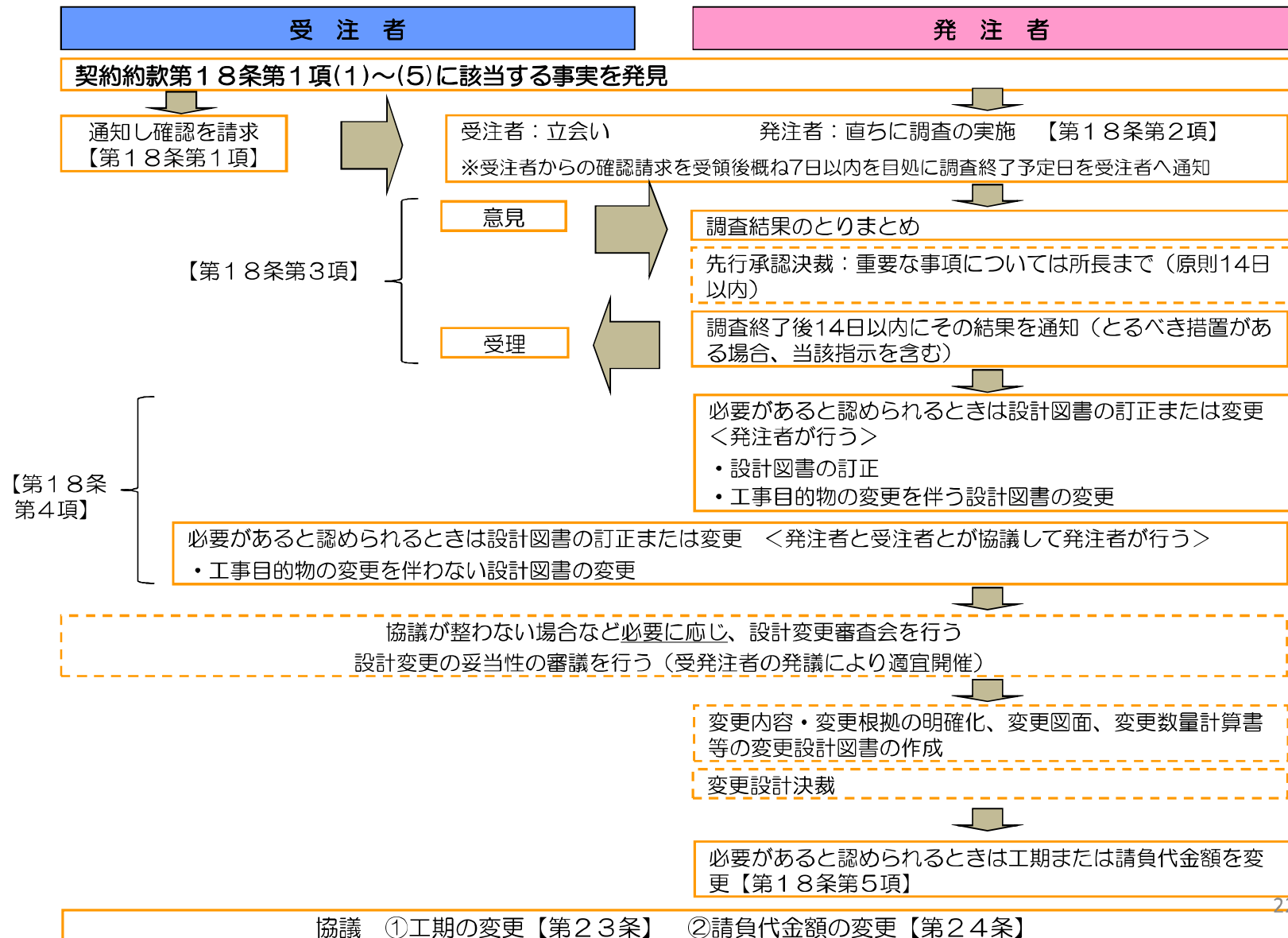
(契約約款第22条) <設計変更可能なケース>

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



- ex. ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
 イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
 ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

4. 設計変更手続きフロー

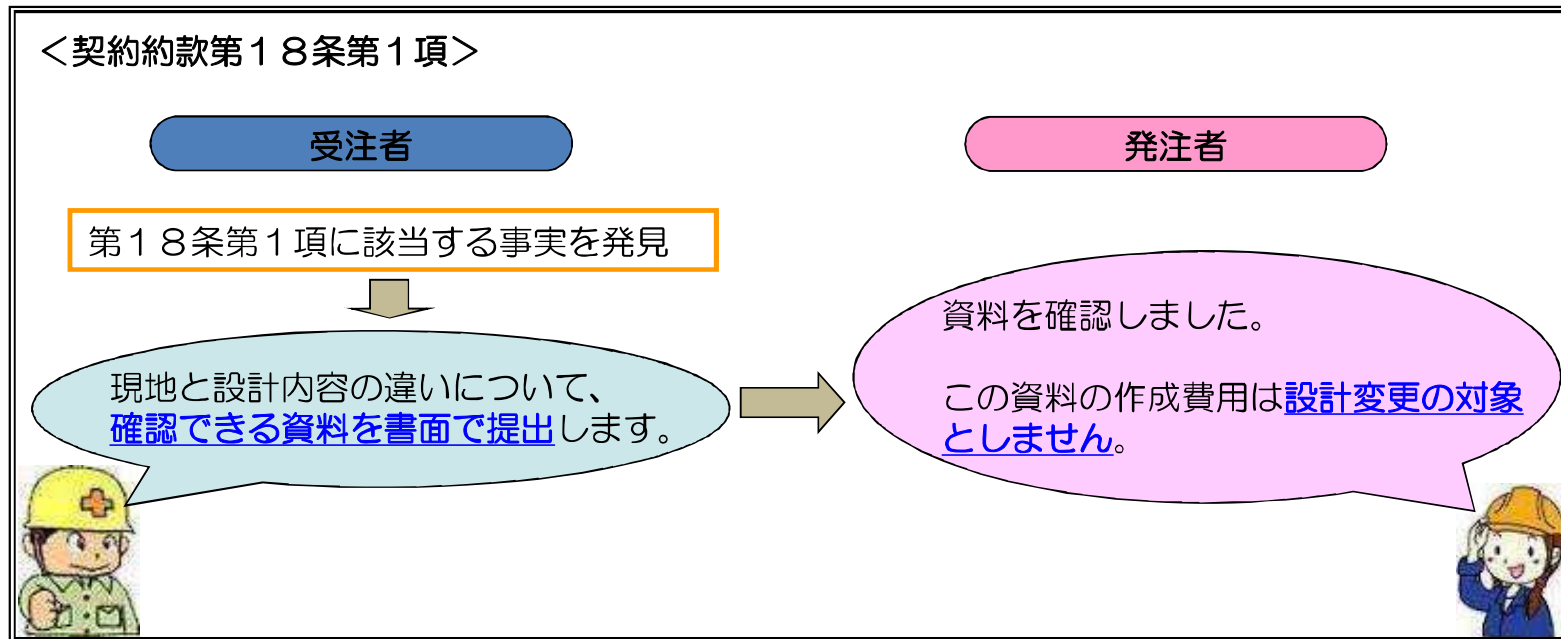


5. 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約約款」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約約款」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約約款」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。



- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

<契約書第18条第4項>

受注者

発注者

設計図書の訂正または変更は発注者が行います。



～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成した
ので提出します。



資料を確認しました。

この資料の作成費用は
設計変更の対象とします。



6. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。
また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所および他の工事の内容、開始または完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間および施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容およびその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目および影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目および調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲および処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。

明示項目	明示事項
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船および発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合または発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合はその経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用および使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合および引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造およびその施工方法を指定する場合は、その構造およびその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所および仮置き場所までの距離、時間等の処分および保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用および減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物および建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。

明示項目	明示事項
工事支障物件等	1. 地上、地下等の占用物件の有無および占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容および期間等。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長および注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1. 工事用資機材の保管および仮置きが必要である場合は、その保管および仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3. 支給材料および貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法および施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所および使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

7. 指定・任意の使い分け

【基本事項】

指定・任意については、工事請負契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
3. ただし、指定・任意ともに**当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。**

【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする必要がある。**
2. 発注者（監督者）は、**任意の趣旨を踏まえ、適切な対応**をするように注意が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
 - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
 - ・標準歩掛かりではバックリで施工となっているので、「クラムシルでの施工は不可」との対応。
 - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約約款第1条第3項

仮設および施工の方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段について、この約款および設計図書に特別の定めがない場合には、受注者は、その責任において工事を施工するものとする。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

(その他留意事項)

1. 指定仮設と任意仮設の区分は、「発注者が設計図書で、仮設工法を図面等で指定する場合または構造、性能、規模、施工方法等の基本的な仕様について特記仕様書に明示する」か、それとも「これらを決定するために必要な設計上の条件のみを明示する」かの契約上の違いだけである。
2. 工事の発注にあたって、発注者が必要と判断したものは、契約条件として仮設工の構造、性能、規模等について、あらかじめ指定し、「指定仮設」とすべきである。

【指定仮設の内容の目安】

仮設構造物	指定内容
供用中の道路ならびに第三者に配慮する必要がある土留め	構造・性能・規模・位置・施工方法等
締切り堤	構造・性能・河川条件・施工方法等
締切り(小規模なものは除く)	河川条件等
路面覆工	構造・性能・規模・位置・施工方法等
一般用仮橋	構造・性能・規模・河川条件・施工方法等
工事用仮橋、仮栈橋	河川条件等
第三者に配慮する必要がある支保工等	性能・交差条件・河川条件等
仮設道路(一般用)	構造・性能・規模等
供用中の道路ならびに第三者に配慮する必要がある仮設防護柵	性能・規模・道路条件等

3. 発注者は、指定仮設として扱う仮設構造物については、指定する内容を設計図書に明記し、受注者に明示しなければならない。また、任意仮設として扱う仮設構造物については、積算上使用した図面があれば「参考図」のマークを付け設計図書に添付する。
4. 指定仮設の場合、受注者の都合で当初設計と違う仮設を行いたい旨、申し出があった場合には、受注者は設計計算書ならびに施工詳細図を作成し、発注者は当初設計と同等以上の指定内容であることを確認の上、承諾してもよい。ただし、施工段階で当初設計に対し地盤条件等の設計上の条件（設計図書に明示）に変更が生じた場合は、双方協議の上、設計変更の対象とする。
5. 任意仮設の場合であっても設計上の条件については設計図書に明示することとし、施工段階で変更が生じた場合は、双方協議の上、設計変更の対象とする。また、受注者は十分に工事目的物が施工可能な施工計画書を発注者に提出し、発注者は提出された施工計画書を受理（承諾行為ではない）すること。なお、このとき任意の趣旨を十分に踏まえ、不必要な指導を行わないよう、注意すること。

8. 入札・契約時における設計図書等の疑義の解決

【基本事項】

◆設計図書に関する疑義については、入札前の段階および照査段階で解決しておくことが、円滑な施工や設計変更に必要なことである。

入札前 <一般競争入札公告共通事項（抜粋）>

この入札に参加しようとする者は、入札に係る工事の設計書および図面の全部の写しの閲覧をすることができる。

(2) 図面等に関する質問

ア 図面等に関する質問がある場合には、入札執行者に対し、ふくえーねっと電子申請システムによる送信する方法、または、質問事項を記載した書面を3(4)イに規定する場所に提出する方法により行うこと。

契約後 <福井県土木工事共通仕様書（抜粋）>

1-1-1-3 設計図書の照査等 2.設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

9. 契約変更の手続き

【基本事項】

◆工期・請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。

福井県工事請負契約約款

第23条（工期の変更方法）

この約款の規定による変更後の工期については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第24条（請負代金額の変更方法）

この約款の規定による変更後の請負代金額については、次条の規定によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

【詳細事項1】

◆協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知

福井県工事請負契約約款

第23条（工期の変更方法） 第24条（請負代金額の変更方法）

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。（後略）

ただし、発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。（第23・24条第2項ただし書き）

（変更事由が生じた日から、7日(工期の場合)・14日(請負代金額の場合)以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合）

【詳細事項2】

◆受注者の責によらない一時中止・工期の変更や設計図書の訂正・変更等によって、受注者が増加費用を必要とし、または損害を受けた場合については、発注者と受注者とが協議して定める。

福井県工事請負契約約款

第24条（請負代金額の変更方法）

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とし、または損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

※受注者が必要とする増加費用・損害賠償費用については、以下が想定される。

- ・目的物の手戻り費用、または改造費用
- ・不要となった材料の売却損、労働者の賃金・帰郷費用
- ・不要となった建設機械の損料・回送費、仮設物の賃料 等

※発注者は、受注者に不必要な増加費用・損害を与えないよう、下記に留意する。

- ・設計段階から設計図書を照査・確認
- ・発注前に関係機関との協議調整を完了
- ・設計積算ミスをしない
- ・受注者との協議をすみやかに実施（ワンデーレスポンスに努める） 等

10. 工事打合せ簿

【基本事項】

◆発注者（監督職員）と受注者（現場代理人）との間で行われる、指示・承諾・協議・提出・通知等は「書面」による。「書面」とは「工事打合せ簿」等をいう。「工事打合せ簿」は、発行年月日を記載し、署名または押印したものが有効となる。

なお、「情報共有システム」による処理は、署名・押印と同等の処理を行うことから、このシステムで処理した工事帳票も「書面」とみなすものとする。

（記載例は、参考資料に掲載）

福井県土木工事共通仕様書

第1編 第1章 第1節 総則 1-1-1-2 用語の定義

- 15.指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 16.承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
- 17.協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 18.提出 提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 21.通知 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 25.書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

【詳細事項（発注者の対応１）】

◆受注者(現場代理人)との協議・指示・承諾・通知等は必ず書面で行う。

（緊急を要し口頭で指示等を行った場合は、後日書面で両者が内容等を確認する）

福井県工事請負約款 第9条（監督職員）

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるものおよびこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

4 第2項の規定による監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

福井県土木工事共通仕様書 1-1-1-6 監督職員 2.監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

【詳細事項（発注者の対応２）】

◆設計図書の変更の指示等は、書面により明確に行う。

【明確にする事項】

- 1 「承諾（同意）」行為か、「指示」行為か。
- 2 「設計図書の変更」とするのか、しないのか。
「設計図書を変更する内容」はどの部分か。
- 3 「請負代金額を変更」するのか、しないのか。
「変更金額」の概算額はいくらか。

なお、監督職員は、内容を問わず所属内決裁を得るものとする。

（受注者に対する円滑な対応の観点から、所属においてあらかじめ、内容（重要度）に応じた決裁区分を定めておくこととする。）

Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン（案）

Ⅱ-1 工事一時中止に係るガイドライン（案）

Ⅱ-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

Ⅱ－１ 工事一時中止に係るガイドライン（案）

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係わる基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
 - ・ 請負代金額の変更
 - ・ 工期の変更
9. 増加費用の考え方
 - （１）本工事施工中に中止した場合
 - （２）工期短縮を行った場合
 - （３）契約後準備工着手前に中止した場合
 - （４）準備工期間に中止した場合
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い
 - ・ 設計書における扱い
 - ・ 事務処理上の扱い

1. ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

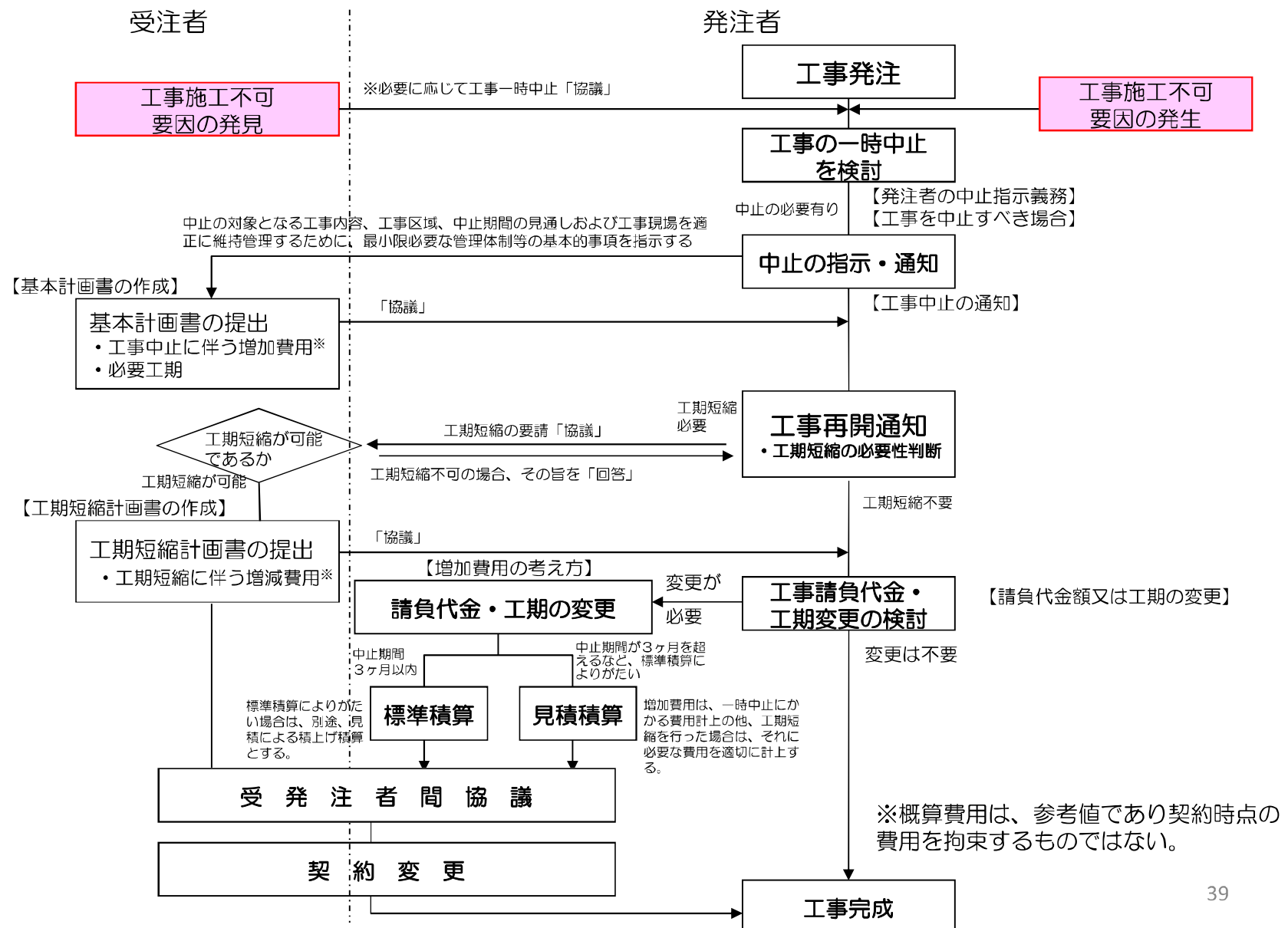
◆現状における課題

- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドライン（案）の策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン（案）を策定するものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

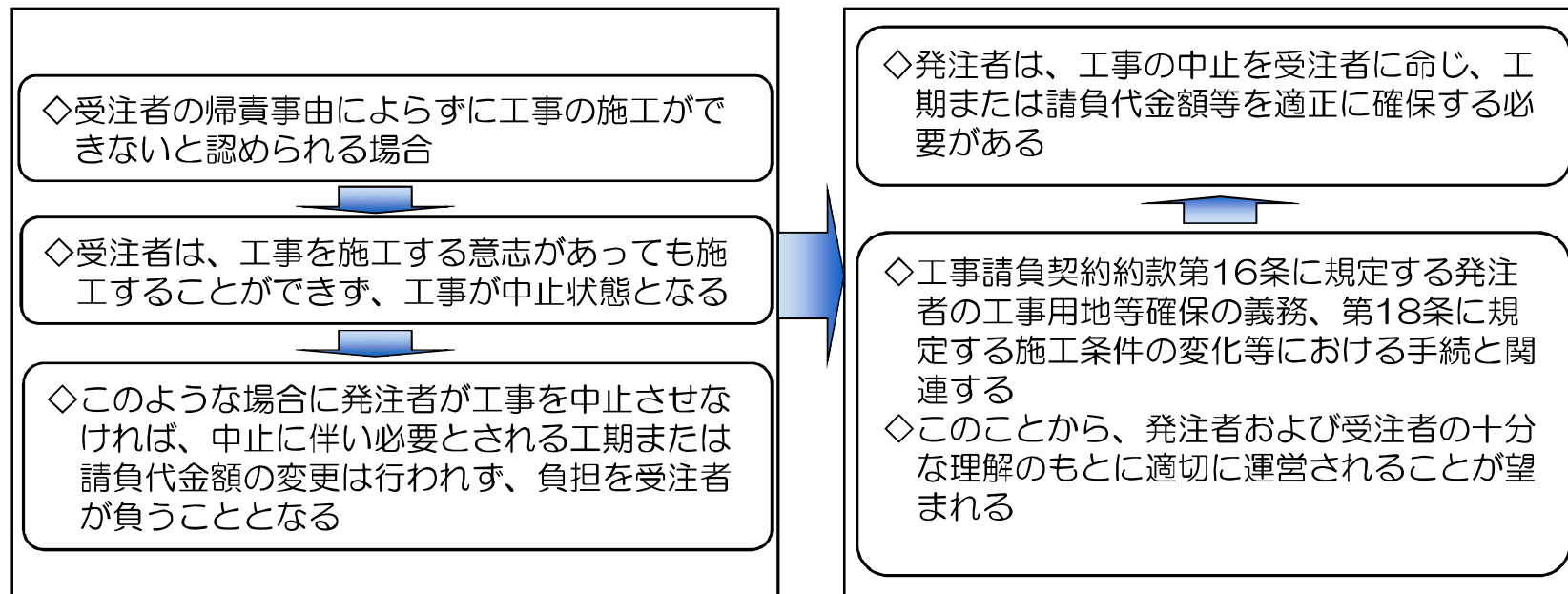


3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部または一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：契約約款第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部または一部中止とも同様の考えとする。



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者および監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。 【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約約款（受注者の解除権）第48条1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、
「①工事用地等の確保ができないこと等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。 【関係法令：契約約款第20条】
- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部または一部の施工を一時中止することができる。
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約約款第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的または人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的または人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。

【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中および測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料および建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※および算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額または工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額および工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持しまたは工事の続行に備えて機械器具、労務者または技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

- ①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・【増加費用を見込む】
ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・【増加費用は見込まない】
ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・・【増加費用を見込む】
ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

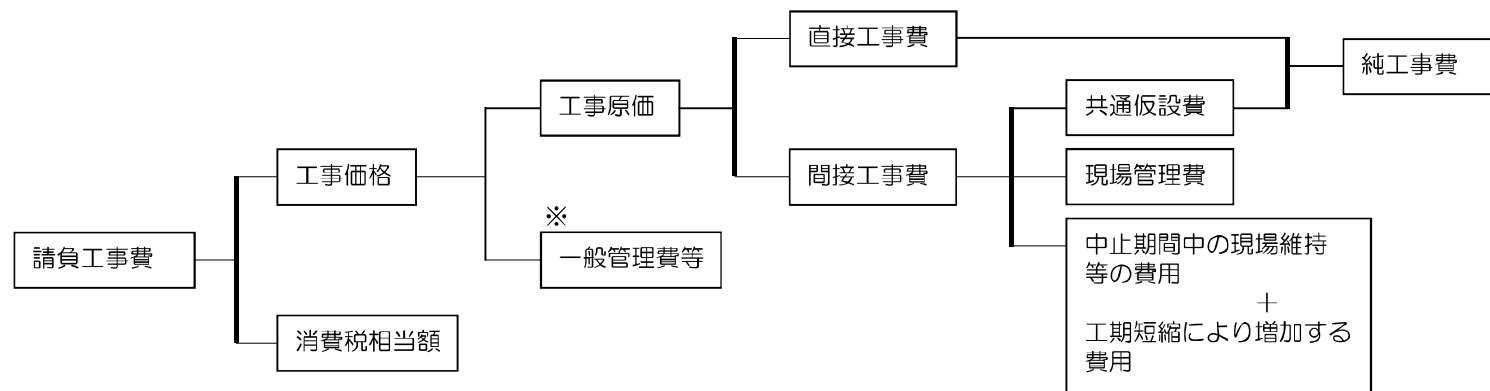
- ◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ◇その他、必要と思われる費用。
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
 - 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）および仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額および補修費用
 - 直接工事費（仮設費を含む）および事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出または工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力および用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所および火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当および労務管理費等に要する費用

- 注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事または河川維持工事のうち経常的な工事である場合、および一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
- ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月*以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事または河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg ：一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ dg ）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）、 $A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：各工種毎に決まる係数（別表-1）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

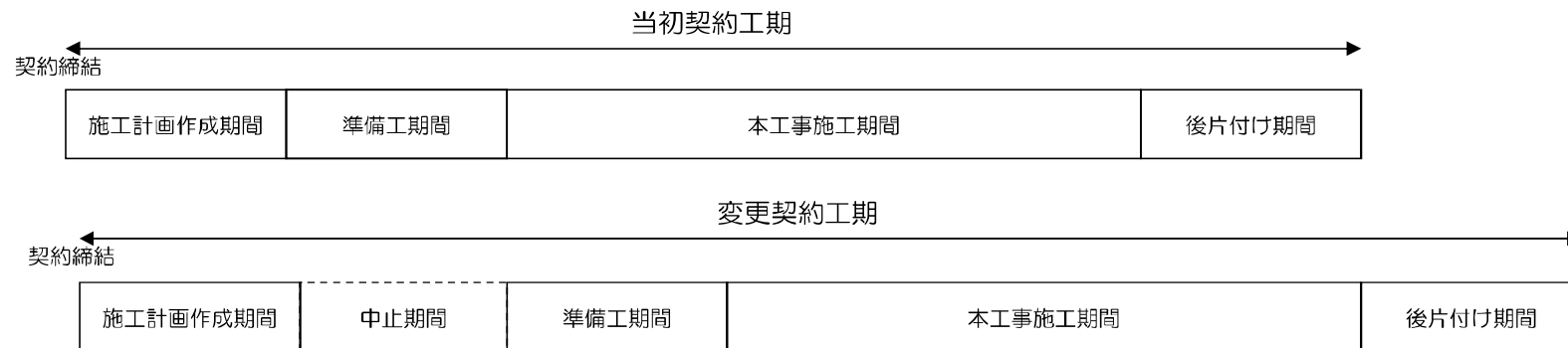
○ J ：一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N ：一時中止日数 ○ α ：積上げ費用

別表－1

工種区分	係数A							係数B							係数a	係数b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・送電構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
南岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	84.6	—	—	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0617	—	—	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
フィルダム工事	91.3	—	—	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	—	—	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

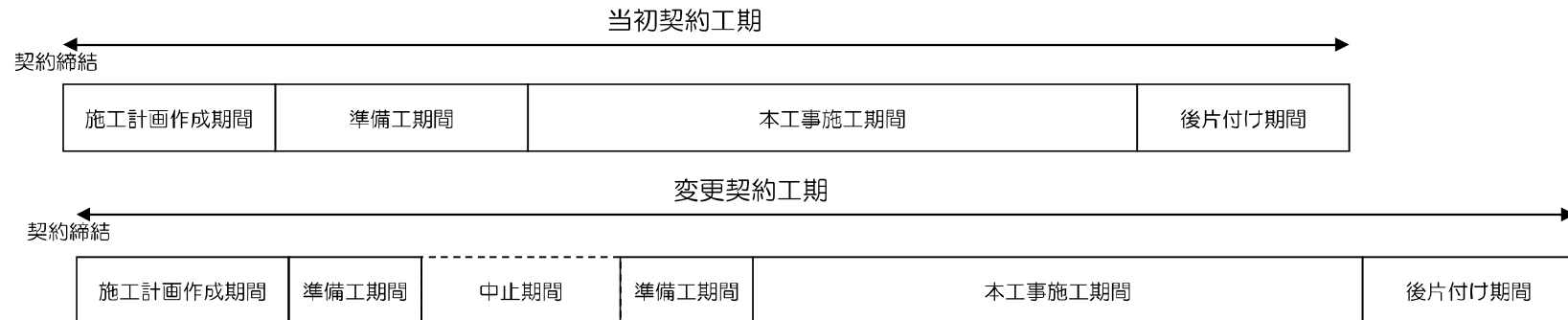
- 工事請負契約約款の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）および現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い



■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- ◆増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

Ⅱ－２ 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

1. 増加費用に関する基本事項
2. 工事一時中止の区分
3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い
4. 請求の流れ及び適用範囲
5. 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）
6. 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（3ヶ月超える場合）
7. 基本計画書の作成例
8. 工事請負代金変更請求の作成例（1）
9. 工事請負代金変更請求の作成例（2）
10. 工事請負代金変更請求の作成例（3）
11. 工事請負代金変更請求の作成例（4）
12. 工事請負代金の構成（1）
13. 工事請負代金の構成（2）

1. 増加費用に関する基本事項

増加費用に関する基本事項

対象工事	発注者が、契約約款20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲	○工事現場の維持に要する費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用
増加費用の算定	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

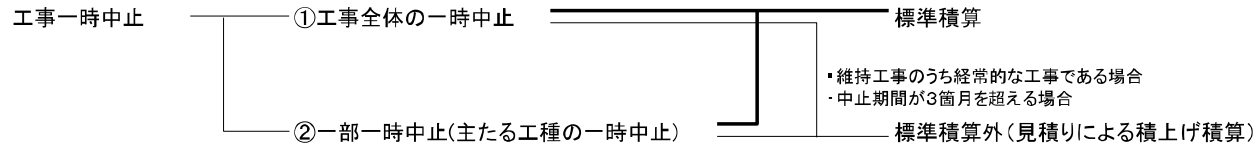
2. 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

「一時中止」と「一部一時中止」

工事請負契約約款（第20条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰することができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。

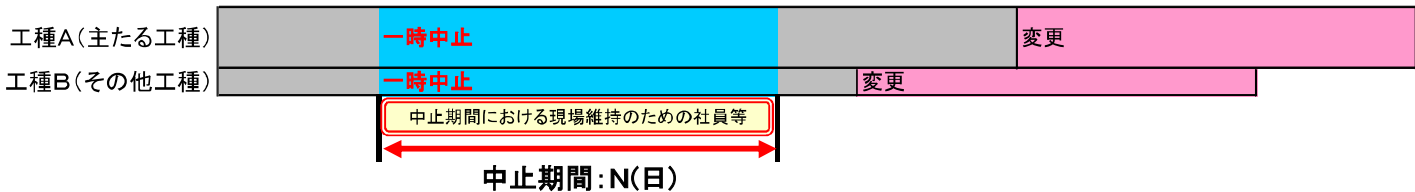
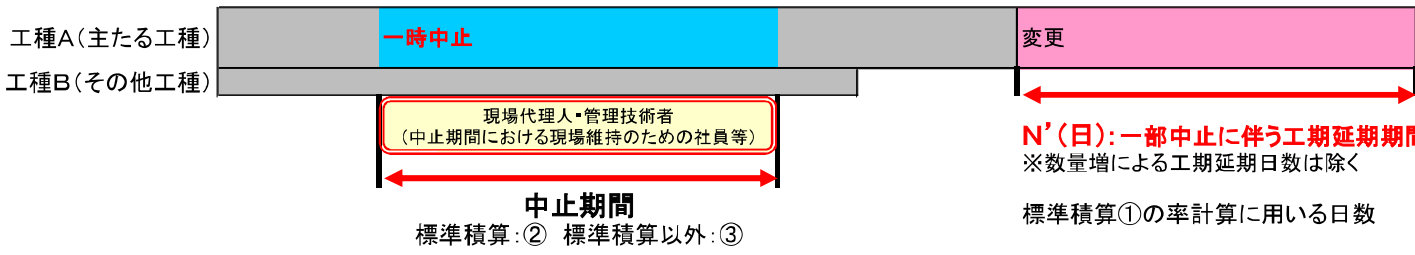
工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等**例外的な場合を除き、**
請負金額及び工期の変更を行う。（主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない）

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約約款第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \}^B + \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数

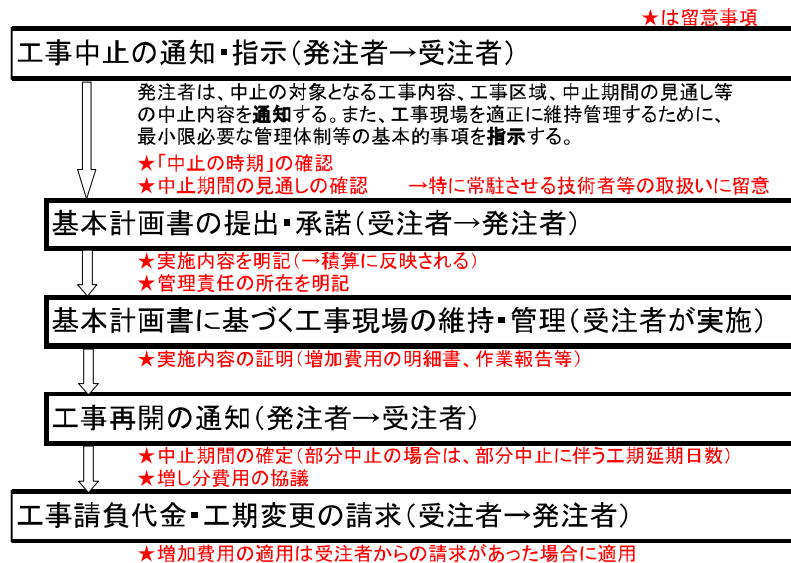
3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い		
	中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	○率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。 ○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。  工種A(主たる工種) 一時中止 工種B(その他工種) 一時中止 中止期間における現場維持のための社員等 中止期間: N(日)	○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
	(主たる工種が中止) 一時中止	①率計上項目は、標準積算(率計上)する。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N'」を用いる。 ②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。  工種A(主たる工種) 一時中止 工種B(その他工種) 現場代理人・管理技術者 (中止期間における現場維持のための社員等) 中止期間 標準積算: ② 標準積算以外: ③

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

4. 請求の流れ及び適用範囲

工事一時中止の増し分費用について



増加費用の範囲

- (1)現場維持に要する費用
イ. 工事現場の維持に要する費用
ロ. 工事体制の縮小に要する費用
ハ. 工事の再開・準備に要する費用
- (2)本支店における増し分費用・・・・・・一般管理費として率計上される

中止期間中の現場維持等に要する費用

	は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目
※H4.3.19「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」より抜粋	
イ 材料費	① 材料の保管費用 ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。 ② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ② 大型機械類等の現場内運搬
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料 ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用 ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ② 電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
ラ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定められた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

		中止の時期	
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間
中止期間	～3ヶ月以内	増加費用は計上しない。 ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	標準積算(増加費用G= dg × J + α) または積上げ積算 率(dg) × 対象額(J)で計上 dg: 一時中止に係る現場経費率 J: 中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用(主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α: 積上げ積算 ※右表項目(率除く)について費用の明細書に基づき受発注者協議
	3ヶ月を超える		積上げ積算 ※右表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。 なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。	

5. 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◆中止期間中の現場維持等の費用(単位 円 1000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1000円未満切り捨て)

α : 積み上げ費用(単位 円 1000円未満切り捨て)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

N: 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数(別表一)

河川・道路構造物 (地方部(一般交通等の影響なし))

A = 180.4
B = -0.1562
a = 0.8251
b = 0.3075

J =	1,000,000,000	一時中止時点の契約上の純工事費
N =	90	一時中止日数
R =	23,000	公共工事設計労務単価(土木一般世話役)(例: 東京)
α =	0	積み上げ費用

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

dg = 0.710240909 少数第4位四捨五入
0.710 % 3位止め

$$G = dg \times J + \alpha$$

G = 7,100,000
7,100,000 1000円未満切り捨て

中止90日、積み上げ分0円の場合の
“G(中止期間中の現場維持等の費用)”

純工事費	dg	G
100,000,000	3.297	3,297,000
300,000,000	1.496	4,488,000
500,000,000	1.075	5,375,000
1,000,000,000	0.710	7,100,000

6. 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（3ヶ月超える場合）

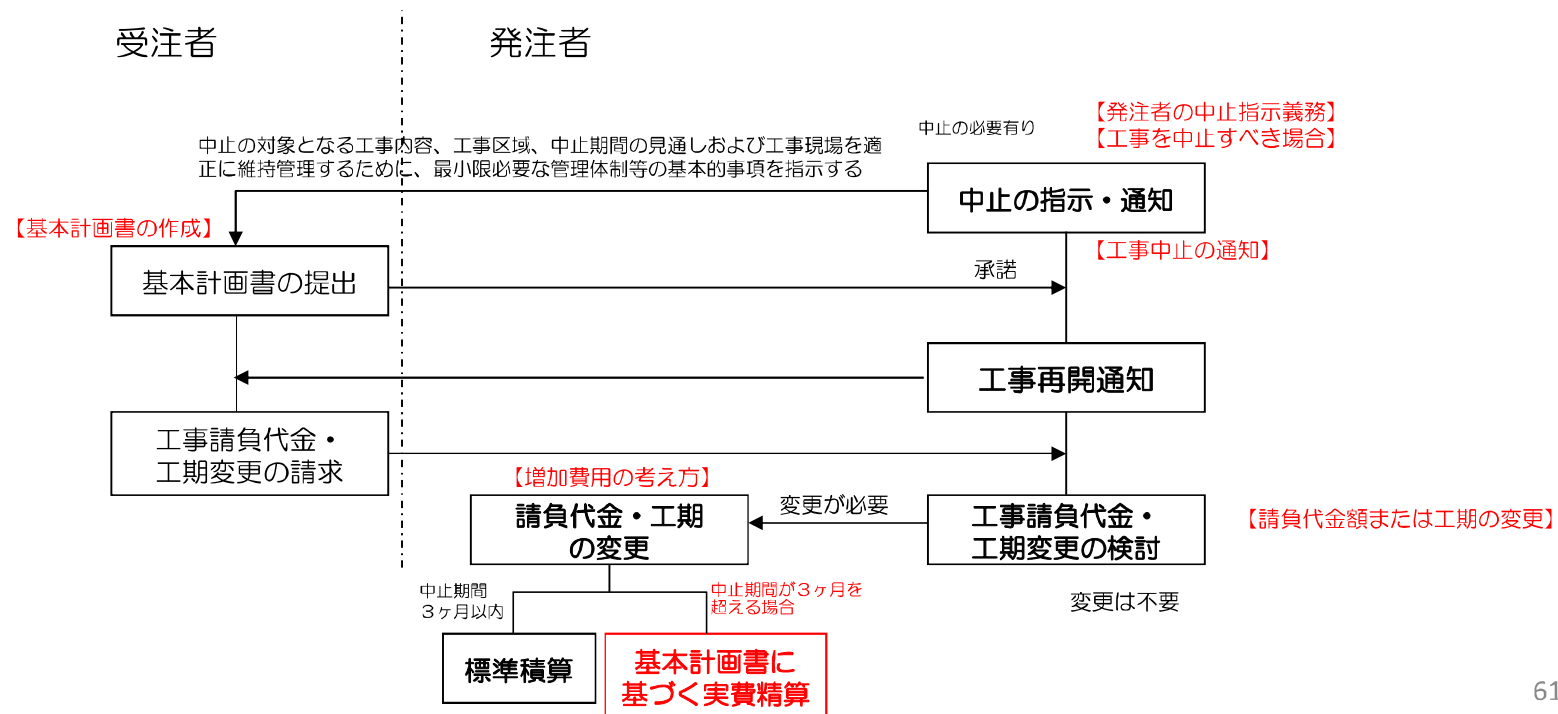
工 事 名：〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に
占有企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



7. 基本計画書の作成例

準備工期間中に工事中止となった場合の基本計画書及び請求資料の作成例

〇〇〇電線共同溝工事

「基本計画書」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応
震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業
中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ・試掘の立会
企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
- ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- ・道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は、以下の通りとする。

現場代理人 常駐

監督技術者 非専任

施工担当者 代理人及び監督技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。

※なお、別紙様式別添付・緊急時対応体制図に該当する場合は、協議を要することとする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

「目次」

1. 工事概要	1
2. 中止期間中の業務	2
3. 中止期間中の体制	3
4. 別紙様式別添付	4
5. 別紙様式別添付	5
6. 別紙様式別添付	6
7. 別紙様式別添付	7
8. 別紙様式別添付	8
9. 別紙様式別添付	9
10. 別紙様式別添付	10
11. 別紙様式別添付	11
12. 別紙様式別添付	12
13. 別紙様式別添付	13
14. 別紙様式別添付	14
15. 別紙様式別添付	15

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

8. 工事請負代金変更請求の作成例(1)

◎増加費用の請求書例

		平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇事務所長		
〇〇 〇〇		
	〇〇株式会社 〇〇支店	
	〇〇〇役員	
	支店長 〇〇 〇〇	印
工事の一時中止に伴う増加費用の請求について		
(〇〇〇電線共同溝工事)		
平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、平成〇〇年〇月〇日 から工事の一時中止を受け、平成〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受け ましたので、一時中止に伴い現場維持等に要した費用を請求します。		
記		
一、中止期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
	(〇〇〇日間)	
以上		

		平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇事務所長		
〇〇 〇〇		
	〇〇株式会社 〇〇支店	
	〇〇〇役員	
	支店長 〇〇 〇〇	印
追加資料について		
(〇〇〇電線共同溝工事)		
別紙資料①～②より提出しました金額等については、弊社税理士館において適正に 処理した会計資料に基づき作成したものであることを証明します。		
記		
資料1	撤去工事の入札費	
	(平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)	
資料2	福利厚生費、事務用品費、通信交通費、現場事務所に要した費用	
	(平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)	

9. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間)	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり							
工事名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785		
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785		
・従業員給料手当		式	1		3,094,485		
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279		
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207		
・福利厚生費		式	1		35,498		
・事務用品費		式	1		50,935		
・通信交通費		式	1		112,835		
・現場事務所費		式	1		163,032		
合計					3,456,785		

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料



(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

10. 工事請負代金変更請求の作成例(3)

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(1) 現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一次中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○㈱ ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合 計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目処が
立ったことから、
○月に変更基本計
画書を提出し、監
理技術者を専任に
変更した

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合 計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

The image shows two scanned Japanese tax documents. The top document is a '給与所得の源泉徴収票' (Source Tax Deduction Certificate) for the year 平成28年 (Heisei 28, 2016). It contains fields for the employee's name, address, and various tax amounts. The bottom document is a '給与明細書' (Salary Statement) for the same year, showing monthly salary details, including basic salary, overtime pay, and bonuses.

1 1. 工事請負代金変更請求の作成例(4)

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書(平成〇〇年 〇月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合 計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

1 2. 工事請負代金の構成(1)

増加費用等の構成

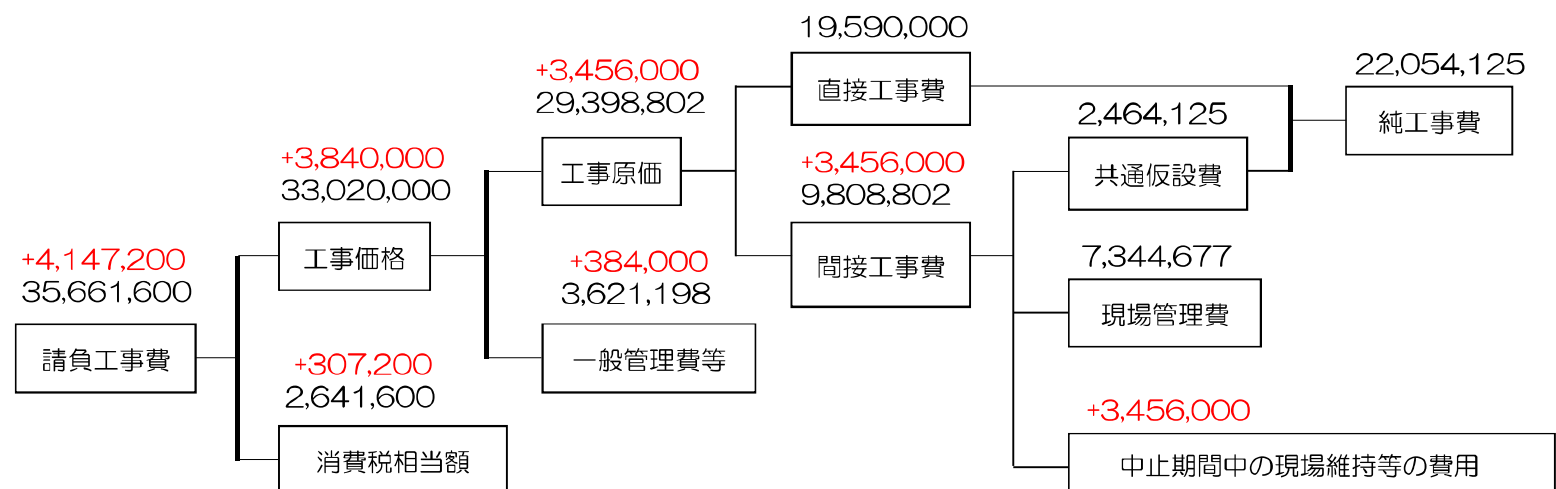
◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。

◇積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。

◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



13. 工事請負代金の構成(2)

設 計 内 訳 書

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事 (1 回変更) (包括合意)					事業区分	共同溝・電線共同溝		
						工事区分	共同溝		
工事区分・工程・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共同溝		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0		
開削土工		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0		
掘削工		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0		
開削掘削		m3	10,000 10,000	1,959 1,959	19,590,000 19,590,000	0	0		
直接工事費		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0		
共通仮設費		式	1 1		2,464,125 2,464,125	0	0		
共通仮設費 (率計上)		式	1 1		2,464,125 2,464,125	0	0		
純工事費		式	1 1		22,054,125 22,054,125	0	0		
現場管理費		式	1 1		7,344,677 7,344,677	0	0		
中止期間中の現場維持費		式	0 1		0 3,456,000	1	3,456,000	※ 1	
工事原価		式	1 1		29,398,802 32,854,802	1	3,456,000		
一般管理費等		式	1 1		3,621,198 4,005,198	1	384,000		
工事価格		式	1 1		33,020,000 36,860,000	1	3,840,000		
消費税相当額		式	1 1		2,641,600 2,948,800	1	307,200		
工事費計		式	1 1		35,661,600 39,808,800	1	4,147,200		

※ 1. 『中止期間中の現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

Ⅲ 設計変更事例集（主な事例）

◆事例の分類

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法等（施工場所、施工時期、工法）の変更
5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

※引用文献：「公共土木工事 設計変更事例集」山海堂

1-1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
 - ・予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。
- と示されていた。

- ・一部分について用地交渉が不調。

設計通りの構造での施工は不可能だなあ。



変更設計

- ・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約約款19条（設計図書の変更）】

Point

契約約款第19条（設計図書の変更）では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期または請負代金の変更を行う。

1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



- ・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

支持地盤の強度が不足しているなあ。



変更設計

- ・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示
- ・ボーリング調査を追加
- ・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
- ・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用および変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上

Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効。

1-3 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

- ・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているため、薬液注入率を見直さなければ。



変更設計

- ・土質条件の変更を設計図書に明示
- ・変更後の薬液注入率で費用を計上

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。（※）この場合、薬液注入率の変更を必要に応じ、設計変更審査会等を通じて明確に伝える必要がある。

72

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

2-1 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

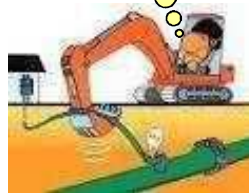
当初設計

- ・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。
- と示されていた。



- ・埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管があるね！



変更設計

- ・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
- ・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

Point

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約約款第18条（条件変更等）】

3-1 施工数量の増減

変更事例

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
- また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

- ・一部用地において所有者との交渉が難航。



変更設計

- ・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
- ・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上。

Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

3-2 施工数量の増減

変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていないかった。

- ・当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

- ・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約約款第19条（設計図書の変更）】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

4-1 施工方法等の変更

変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、喝水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。



- ・喝水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

- ・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
- ・変更積算は濁水処理設備等について計上。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、喝水という状況下においてその必要性が検討されたもの。

4-2 施工方法等の変更

変更事例

地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

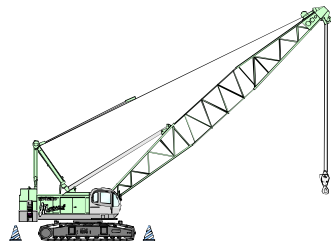
設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。

・特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

4-3 施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

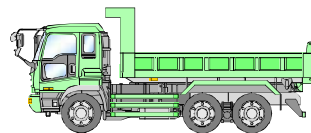
設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。



- ・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

- ・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。
- ・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

4-4 施工方法等の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- 「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

- 現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

現道切り回し作業は夜間にしてください。



変更設計

- 以下の3点について設計図書に条件明示する。
 - ①夜間作業の区分
 - ②交通整理員の夜間作業時間帯および員数
 - ③夜間作業の変更に伴う工期の延長
- 夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

4-5 施工方法等の変更

変更事例

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮栈橋を設けることとした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。



- ・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。



変更設計

- ・施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上。

Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

4-6 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
Φ○○×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。
と示されてた。



- ・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

- ・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
- ・ウェルポイント工法の費用を計上。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

5-1 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議。
と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。



変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条（工事の中止）】

Point

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

5-2 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員と協議する。と示されていた。



- ・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



変更設計

- ・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、ガイドラインに基づき「基本計画書」の作成を行う。
- ・工事一時中止に伴う増加費用を計上。
【契約約款第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

5-3 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



変更設計

- ・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表）
- ・工期の延長

【契約約款第21条（受注者の請求による工期の延長）
第23条（工期の変更方法）】

Point

河川の増水が予想できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

5-4 工期短縮に伴う変更

変更事例

当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・〇〇工種はなかった



- ・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。



変更設計

- ・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。（受注者都合による超勤などは対象外）

ex.

- ・施工時間の延長
- ・建設機械の増

Point

工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

5-5 工期短縮に伴う変更

変更事例

工事一時中止により2ヵ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計工程：○ヵ月



・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1ヵ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった



変更設計

- ・受発注者間で1ヵ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

5-6 工期短縮に伴う変更

変更事例

工事一時中止により〇カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇カ月工期を短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計工程：〇カ月



- ・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇カ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった



変更設計

- ・受発注者間で〇カ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、突貫作業で生じる作業ロスも含めて、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

Ⅳ 受発注者間の円滑なコミュニケーション

【基本事項】

1 工事着手時：工事施工調整会議（三者会議）

発注者、設計者、受注者(施工者)の三者が、事業目的、設計意図、条件等の情報の共有および施工上の課題または新たな技術提案に対する意見交換等を行う。

- 対象工事：（１）工期が１年以上にわたる大規模な工事
（２）新技術・新工法を採用している工事
（３）特殊な工法を採用している工事
（４）構造計算を伴う構造物を主体とする工事でかつ工期が概ね６ヶ月以上である工事
（５）上記のほか、地形・地質等工事現場の特殊性により三者会議が必要な工事

2 施工中：ワンデーレスポンス

受注者(施工者)からの質問等に対して、迅速な回答を実施し受注者(施工者)の待ち時間を解消。

- ・質問があった当日の回答を原則とする。（遅くても翌日には回答する。）
- ・回答に時間を要する場合は、「回答予定日」を当日に回答する。

対象工事：すべての工事

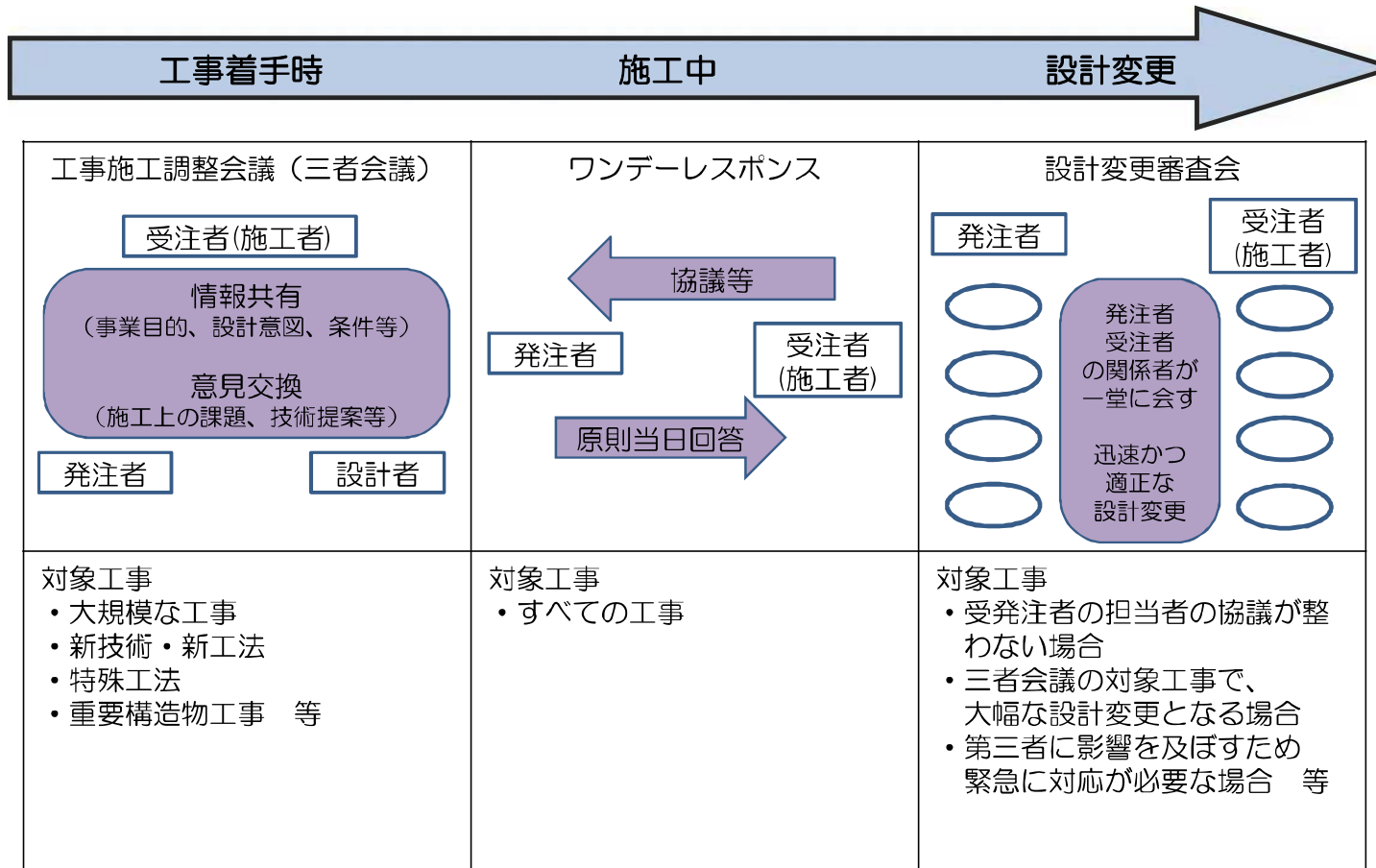
3 設計変更時：設計変更審査会

受発注者の担当者の協議が整わない場合など必要に応じて開催する。発注者側と受注者側(施工者)の双方の関係者が一堂に会して、協議を行い、原則その場で結論を出す。

- 対象工事 （１）受発注者の担当者の協議が整わない場合
（２）三者会議の対象工事で、施工方法や仮設工法が大幅に変更となる可能性がある場合
（３）第三者に影響を及ぼす可能性があるため、緊急に対応する必要がある場合 等

※ただし、他の委員会等で代替えができるものとする（例：トンネル工事の場合、地山区分判定会など）

三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会



V 参考資料 (南越前町)

- ・ 南越前町工事請負契約約款 令和 5 年 4 月 1 日改訂版

※最新の約款を参照のこと

- ・ 工事打合せ簿

南越前町工事請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書(別紙の工事請負契約書をいう。以下同じ。)及びこの約款(以下「契約書等」という。)に基づき、設計図書(別紙の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約(契約書記載の工事(以下「工事」という。)の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、工事を工期内に完成し、工事の目的物(以下「工事目的物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設及び施工の方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)について、この約款及び設計図書に特別の定めがない場合には、受注者は、その責任において工事を施工するものとする。

4 受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 契約の履行に関しては発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところとする。

9 契約書等及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合において、発注者は、契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行う契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、

調整を行う。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者又は監督職員の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

第3条 受注者は、契約の締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、随意契約により契約を締結する場合において、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないと発注者が認めるときは、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 国債、地方債その他発注者が確実と認める有価証券の提供

(3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他の発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証及び当該保証証券の発注者への寄託

(5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の発注者への寄託

- 2 前項各号の保証に係る契約保証金の額、有価証券の価額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 発注者は、請負代金額が増額された場合には、保証の額が増額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は、請負代金額が減額された場合には、保証の額が減額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の減額を発注者に請求することができる。ただし、増額され、又は減額された額が、契約における当初の請負代金額の100分の30を超えない場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項のただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項(下請負人がいない場合は、その旨)を届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の規程により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者に届け出なければならない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和2

4年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定

める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者若しくは受注者の現場代理人に対する指示若しくは承諾又は受注者若しくは受注者の現場代理人との協議

(2) 工事の施工のための設計図書に基づく詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。第13条において同じ。)

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に別段の定めがあるものを除き、当該職員

を經由して行うものとする。この場合においては、その旨を記載した書面が当該職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この条及びこの約款の他の条項に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者又は監理技術者は、専任の者(同条第4項に規定する場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けたものに限る。)としなければならない。

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、現場代理人が契約の履行に関し契約に基づく受注者の権限を行使した場合においては、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知並びに契約の解除に係る権限を受注者が行使した場合を除き、受注者が権限を行使したものとみなす。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、契約に基づく権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐または主任技術者をいう。

以下同じ。) 専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行に係る計画、状況等について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認めるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日

以内に应じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料(次項の工事材料を除く。)を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録(以下この条において「見本等」という。)を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を設備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項の立会い若しくは見本検査又は第2項の立会い(次項において「立会い等」という。)を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に应じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に応じないため、工事の工程に支障を来すおそれがあるときは、受注者は、当該職員に通知した上、立会い等を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、工事材料の調査又は工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引

渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能が設計図書の定めと異なると認めたとき、又はその使用が適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質または数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、その使用が適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知にかかわらず、他の支給材料若しくは貸与品の引渡し又は支給材料若しくは貸与品の品名等の変更を行わずに、その理由を明示して、当該通知を受けた支給材料若しくは貸与品を使用すべきことを受注者に請求することができる。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、受注者にその旨を通知して、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期又は請負金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若

しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他工事の施工上必要な用地で設計図書において定めるもの(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条及び第54条第6項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき、又は必要があると認めるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書又は現場説明に対する質問回答書の指示する内容が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予想することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 発注者は、第2項に規定する調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、受注者と協議しなければならない。
 - 5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行う場合には、受注者にその内容を通知して、これを行うものとする。この場合において、必要があると認め

られるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条に規定するもののほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、これを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができないこと等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事材料、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事を中止する旨及びその内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事を中止する旨及びその内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を中止させた場合において、必要があると認めるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長または短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 この約款の規定による変更後の工期については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、工期の変更事由が生じた日(当該変更が発注者又は受注者の請求又は通知による場合にあっては、その請求又は通知が相手方に到達した日)から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 この約款の規定による変更後の請負代金額については、次条の規定によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日(当該変更が発注者又は受注者の請求又は通知による場合にあっては、その請求又は通知が相手方に到達した日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とし、又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で契約の締結の日から12月を経過した日後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、特別の要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認めるときは、前項又は次項の規定によるほか、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 4 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に対応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 5 前項の変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 第2項及び第3項の場合において、変更後の請負代金額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、第1項から第3項までの規定による請求を行った日又は当該請求を受けた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 8 第1項から第3項までの規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約の締結の日」とあるのは「直前の請負代金額の変更の基準とした日」とする。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、当該措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理及び解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該請求に係る損害の額(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除き、工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。)及び損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策または災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に係る請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に係る請負代金額で通常妥当と認められるものとし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具の償却費の額で工事で償却する額として通常妥当と認められるものから損害を受けた時点における工事目的物の評価額に

対応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満たないものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。
- (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項、第25条第1項から第3項まで若しくは第8項、第26条第4項、第27条、前条第3項、第4項若しくは第6項又は第33条第3項の規定により請負代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき額又は負担すべき額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査により工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項に規定する申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に、請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下この項において「遅延日数」という。）は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数に含まれるものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に基づき、工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払および中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事の完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保

証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に、前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金を加算した金額。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条または第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注

者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 8 第6項および前項の超過額が相当の額に達し、前払金の使用状況からみて返還することが著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その返還されない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、南越前町財務規則第133条に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に前払金を充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額および中間前払金を除き、この工事の現場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分及び工事現場、製造工場等にある工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分

払の対象とすることを指定したものに限る。)に係る請負代金額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9以内の額について、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない回数の部分払を請求することができる。ただし、発注者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

- (1) 請負代金額が100万円以上500万円未満の場合 1回
- (2) 請負代金額が500万円以上1,000万円未満の場合 2回
- (3) 請負代金額が1,000万円以上5,000万円未満の場合 3回
- (4) 請負代金額が5,000万円以上1億円未満の場合 4回
- (5) 請負代金額が1億円以上の場合 5回

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場、製造工場等にある工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより同項の確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の検査により発注者の確認を受けたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、請求を受けた日から14日以内に、部分払をしなければならない。
- 6 前項の部分払の額は、次の式により算定する。
$$\text{部分払の額} \leq \text{請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$
- 7 前項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者が第5項の規定により部分払をした後、受注者が再度部分払の請求をする場合においては、第6項及び前項の規定中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」として第2項から第6項までの規定を適用する。
(部分引渡し)

第38条 第31条及び第32条の規定は、工事目的物について、設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを発注者が指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、工事が完了した指定部分の引渡しについて準用する。この場合において、第31条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項、第4項及び第5項の規定中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条第1項及び第2項の規定中「請負代金」とあるのは「指定部分の引渡しに係る請負代金」と読み替える。

- 2 前項において準用する第32条第1項の規定により請求することができる指定部分の引渡しに係る請負代金額は、次の式により算定する。

指定部分の引渡しに係る請負代金額＝指定部分に係る請負代金額×(1－前払金額／請負代金額)

- 3 前項の指定部分に係る請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第40条 第34条及び第35条の規定は、債務負担行為に係る契約の前払金について準用する。この場合において、第34条中「工事の完成の時期」とあるのは「工事の完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び

第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項に規定する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超えた額を控除した額)」と読み替える。ただし、契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金および中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度については前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に、翌会計年度に支払うべき前払金相当額及び中間前払金(円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に代わり保証事業会社に前項の請負代金相当額が同項の出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長することを求め、その旨を通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 前条第1項、第3項又は第4項の規定により前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ －前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対して第32条（第38条第1項において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条第1項において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示して、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条または第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事が完成しないときまたは工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の責務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的物を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与している認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条または第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している個人又は個人を、受注者が法人である場合にはその役員その支店又は常時建

設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している個人又は団体をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているものと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が当該契約を解除しなかったとき。

第48条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令が行われない場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第46条各号、第47条各号条または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰

すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第46条、第47条または第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条、第47条または第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号または第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約および取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項および第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額

から指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、南越前町財務規則第133条に規定する割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第47条第9号および第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

（1） 第19条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

（2） 第20条第1項または第2項の規定による工事の施工の中止の期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その中止した一部を除いた部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第34条（第40条第1項において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金又は中間前払金の額（第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金又は中間前払金の額を控除した額）を、第57条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に係る請負代金額から控除する。この場合において、当該前払金又は中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第46条、第47条、第48条または第50条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ南越前町財務規則第133条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第45条第1項または第51条または第52条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意もしくは過失により滅失し、もしくはき損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有しまたは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付

けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段および第5項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第47条、第48条または第50条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条第1項の規定によるときは発注者が受注者の意見を聴いて定め、第51条または第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定める。
- 9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 10 工事の完成後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者および受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条または第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、当該支払いの遅れた額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項または第5項(第38条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負

わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項の規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項または第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことができる期間は、10年とする。この場合において、前各号の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質または発注者もしくは監督職員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該材料または指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第57条 受注者は、第48条各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該

当する場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

(1) 第48条第1号に該当する場合であつて、排除措置命令または納付命令の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。

2 受注者は、第48条第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、この契約による請負代金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

(1) 第48条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。

(2) 第48条第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該違約金の額につき年3パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 第1項および第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

5 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であつたすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該構成員であつた者は、共同連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。

(火災保険等)

第58条 受注者は、工事目的物、工事材料等（支給材料を含む。以下この条において同じ。）に設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、当該保険証券（これに

代わるものを含む。)を直ちに発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせんまたは調停)

第59条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めることとされるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者および受注者は、建設業法第25条第3項の規定に基づく福井県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせんまたは調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等または専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工または管理に関する紛争および監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後もしくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、または発注者もしくは受注者が決定を行わずに同条第3項もしくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者および受注者は、前項のあっせんまたは調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者および受注者は、その一方または双方が前条第1項の審査会のあっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その判断に服する。

(補則)

第61条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この約款は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和5年4月1日から施行する。

様式-1 (契約約款第9条第4項)

工 事 打 合 せ 簿

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日				
発議事項		☒ 指示	☐ 協議	☐ 通知	☐ 承諾	☐ 提出	☐ 届出	
		☐ その他	()					
工事名								
(内容)								
添付図:		葉、 その他添付図書:						
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☐その他 ()						
	受注者	監督職員: 年月日: 上記について ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐その他 ()						
		受注者名: 年月日: 現場代理人:						

課長	参事	課長補佐	主任	監督職員	現場 技術員	現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者